

質問回答書（松山中央公園プール指定管理者募集）

質疑内容	回答
<p>①別紙 002-01 松山中央公園 警備保安業務仕様書 現在の松山中央公園の仕様書では、警備員を常駐 2 ポストと記載がございますが、他の方法等により監視が出来る状態であれば、松山中央公園プールに常駐 2 ポストは不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②松山中央公園プール指定管理者募集要項1 “現状の水準を維持又は向上させること”とありますが、創意工夫のある提案をすることで、現状を満たすと判断すれば、仕様書の見直し(人員削減等)を行ってもよろしいでしょうか。</p> <p>③別紙 002-01 松山中央公園 警備保安業務仕様書 6.管理基準時間及び要員配置数 (1) 24 時間(当日 9 時～翌朝 9 時)2 ポスト (2) 9 時間(プール繁忙期当日 9 時～当日 18 時)1 ポスト (3) 8 時間(プール繁忙期除く日曜・祝日 当日 9 時～17 時)1 ポスト (4) 9 時間(プール繁忙期等臨時 当日 9 時～18 時)3 ポスト となっております、 (1)は、必要でしょうか。(2025.08.12 質問 No.1 と重複になります) (2)・(3)は、どのような業務を指していますでしょうか。 (4)は、駐車場の警備員という認識でしょうか。</p>	<p>①お見込みのとおり、質問回答書002の別紙002-1(参考仕様書)は現指定管理者が再委託した際の仕様を参考としてお示したものであり、今回の指定管理者募集にあたっては管理業務仕様書等で求めている水準が基準となりますので、必ずしも常駐する必要はありません。</p> <p>②管理業務仕様書 1. 職員の配置等についてのうち、「人員配置について」及び(1)から(4)に指定する責任者及び管理員を削減することはできません。ただし、(5)プール入退場受付員や(6)プール監視員・指導員は仕様書の水準を満たしていれば変更することが可能です。</p> <p>③</p> <p>・回答①のとおりです。 ・(2)、(3)、(4)ともに駐車場整理です。</p>